

組合長 菅虎一ヲ加ヘテ今日開催セル従業員大会ノ決定ニ基  
ク賃銀値下案撤回ヲ要求シタルカ即時拒絶サレテ交渉決裂ス  
ルニ至レリ

九、経 過

(1) 従業員側ニアリテハ会社側ノ態度意外ニ強硬ニテ交渉進展マ  
サル為メ本月十一日午前十時中休臨時ヲ利用シ工場内ニ於テ  
従業員大会ヲ開催シ賃銀値下撤回ヲ決議シテ会社ニ當リタル  
カ前示ノ如ク一蹴サレタル為メ更ニ本月十二日午前八時代表  
員五名ハ芝区高輪南町三〇大森社員ヲ訪問シテ値下案撤回方  
ヲ陳情シタルモ之亦何等得レズナキニ至リタル為メ今日午後  
二時組合加盟ノ一三名ハ遂ニ罷業シ決行スルニ至リタルカ  
幹部ニ於テハ会社ハ敗界不況ヲ好餌トシ労働賃銀ヲ低下シ組  
合ヲ押圧スルモノナリト強硬ナル態度ヲ持シ徹底的ニ抗争セ

ント敢闘ス居レリ

(2) 会社側

会社側ニ下リテハ賃銀一割五分ノ値下ケン断行マサレハ工場  
経営困難ニ陥ルハ明瞭ニテ余ク諫告ノ余地ナシトシ之亦強硬  
ノ態度ヲ持シ居レルニ目下ノ必 特殊ノ対策ナレ  
右取中(通)非傾也

一、経営者側ノ状況

経営者側ノ状況ニ関シテハ、労働者側ノ要求ニ応ジテ賃銀を下げざるを得ず、また、値下げによる生産コストの削減も限界に達している。経営者側は、労働者の要求を聞き入れず、強硬な態度を貫き、値下げを断行しようとしている。これは、労働者の利益を犠牲にする行為であり、経営者側は、労働者の要求を聞き入れ、賃銀を上げ、労働者の生活を改善させるべきである。